

社会福祉法人双葉会評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人双葉会（以下「法人」という。）の定款第8条に規定する評議員の報酬等及び定款第21条に規定する役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において掲げる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、法人の主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬の額)

第3条 評議員、役員の報酬については、勤務実態に則し支給することとし、評議員、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条第2項の規定に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。
- 3 常勤役員に対しては、法人給与規程の規定に基づき支給する。
- 4 非常勤役員の報酬は日額及び年額とし、理事会等法人業務への出席の都度、別表2に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。

(報酬の支給)

第4条 前条第3項を除く各号に規定する報酬は、年払いとする。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第5条 法人は、第2条第1号、第2号、第4号に規定する評議員、役員等が出張したときは、順路により費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定による旅費の額は、別表3に基づき支給する。ただし、旅費については近接地外の旅費に関するものを対象とする。
- 3 前2項に定める旅費の支給方法は、年払いとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日より施行する。

別表1 評議員の報酬（第3条第2項関係）

| 役 職 | 日額（1人当たり） | 年間総額（1人当たり） |
|-------|-----------|-------------|
| 評 議 員 | 4,000円 | 20,000円 |

別表2 非常勤役員報酬（第3条第4項関係）

| 役 職 | 日額（1人当たり） | 年間総額（1人当たり） |
|-------|-----------|-------------|
| 理 事 長 | 4,000円 | 100,000円 |
| 理 事 | 4,000円 | 20,000円 |
| 監 事 | 4,000円 | 20,000円 |

別表3 旅費の額（第5条第2項関係）

| 旅費 | 鉄道賃等 | 宿泊料 | 日当 | その他 |
|----|------|-----|--------|-----|
| | 実費 | 実費 | 2,000円 | 実費 |